

施策評価調査・事務事業  
評価表をご覧ください

企画課

彦根市では、効果的で効率的な行政運営を行うため、平成11年度から、行政評価の一端として事務事業評価を実施しています。また、平成18年度からは施策に対する評価も実施しています。

今年度も、それぞれの評価の概要を市民の皆さんにお知らせし、彦根市が行った施策評価および事務事業評価に対する「ご意見やご提言をいただき、限られた行政資産の効率的な執行に取り組んでいきます。」

公表する施策・事務事業

予算執行にかかるものとして、歳出については、彦根市総合発展計画で位置づけられているすべての施策である、55の施策と、3つの構想の推進をあわせた58項目を公表します。また、歳入については、彦根市が料金を決定する使用料や手数料などのうち、30事業について事務事業を公表します。

ご意見をお待ちしています

彦根市歴史的風致維持向上計画(素案)

彦根市では、彦根城と城下町地域を対象に、彦根固有の歴史的な伝統がいづいた城下町の環境を維持し、向上させるため国が示す基本方針に沿った歴史的風致維持向上計画を策定し、認定を受けようとしています。

この計画素案について、皆さんのご意見を募集します。いただいた意見などは、市に対する考え方とともに整理したうえで公表します。なお、いただいた意見に対して個別に回答はいたしませんのであらかじめご了承ください。

計画素案の公開場所 〇都市計画課、〇教育委員会文化財課、彦根市ホームページ

提出期限 11月13日(木)

提出方法 〇都市計画課、または〇教育委員会文化財課に直接お持ちいただくか、郵送、ファクス、Eメールで提出してください。

提出・問い合わせ先 〇都市計画課 (〒522-8501 元町4-2) ☎30-6124、FAX24-8517、Eメール: toshikeikaku@ma.city.hikone.shiga.jp、〇教育委員会文化財課 (〒522-0001 尾末町1-38) ☎26-5833、FAX26-5899、Eメール: bunkazai@mx.hikone.ed.jp

所得税から住宅ローン控除が引ききれない場合  
市・県民税で控除を受けるためには  
申告が必要です!

平成19年に実施された税源移譲の影響で、ほとんどの人の住民税(市・県民税)が増額され、所得税が減額されました。このため、平成18年以前に住宅を購入して、入居し、住宅ローン控除(住宅借入金等特別控除)の適用を受けていた人は、所得税から控除しきれない場合があります。

このような人は申告すると、目減りした住宅ローン控除額を、翌年度の市・県民税から控除できる制度が、平成20年度から開始されました。

控除を受けるためには、申告が必要です

市・県民税で住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要となります。平成20年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合は、平成21年1月1日現在で居住している市区町村へ、市・県民税住宅借入金等特別税額控除申告書を提出してください。

対象となる人は、平成11年から平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている人で、所得税から控除しきれなかった額がある人です。所得税から住宅ローン控除が全額控除できる人や、住宅ローン控除を引く前の所得税がない人は、対象となりません。

申告期間 平成21年3月16日(月)まで  
申告窓口 下表のとおり(郵送での申告もできます)

控除を受ける人	申告書の提出方法
所得税の確定申告をしない人	平成20年分源泉徴収票(原本)を添付して、〇税務課へ提出してください
所得税の確定申告をする人	所得税の確定申告書と、いっしょに税務署へ提出してください

申告書用紙 所得税の確定申告をする人としらない人の申告書は別の様式となります。申告書用紙は、それぞれの提出場所に設置されます。(税務署での設置は、年明けになります。)また、彦根市ホームページからもダウンロードできます。前年度に申告書を提出した人のうち、該当した人については、11月中旬に申告書用紙を彦根市から直接郵送します。

年末調整を受ける人は  
住宅ローンの年末残高を控えておいてください

年末調整のために「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」を勤務先へ提出する前に、同証明書に記載されている年末残高を手元に控えておいてください。上記の申告書に、年末残高の記入が必要です。

問い合わせ先 〇税務課市民税係 ☎30-6140、FAX22-1398

ご意見・ご提言をお待ちしています

より効果的、効率的な市政を実現するために、皆さんのご意見・ご提言をお寄せください。

意見や提言は、情報公開コーナー(市役所1階)、支所各出張所にある用紙に記入し、情報公開コーナーにある意見箱に投函いただくか、支所・各出張所の窓口へ提出してください。また、彦根市ホームページの「行政評価」ページからも書き込むことができます。

なお、意見・提言の提出は、12月26日(金)までお願いいたします。

※それぞれの事業内容の問い合わせは、各担当課までお願いします。

問い合わせ先 企画課 ☎30-6101番、FAX22-1398番

11月は、ねんきん月間です

滋賀社会保険事務局

社会保険庁では、11月を「ねんきん月間」とし、国民の皆さんに公的年金制度への理解と信頼を深めていただく期間としています。

現在、公的年金は、高齢者世帯の所得の約70%を占めています。生涯にわたって受け取る

ことができる公的年金は、老後の生活に欠かせないものになっています。

公的年金には、将来支給される老齢基礎年金のほか、事故や病気で一定の障害の状態になった場合に支給される障害基礎年金、妻と小さな子どもを残して亡くなった場合に支給される遺族基礎年金があります。これらの年金を確実に受給するためにも保険料は納期限までに納めましょう。

国民年金保険料控除証明書は大切に保管してください

年末調整や確定申告をするとき、国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、「国民年金保険料控除証明書」または「本領収書」を添付することが義務づけられています。

このため、社会保険庁では、1月から9月末までに国民年金保険料を納付された人を対象に「国民年金保険料控除証明書」を送付します。発送時期は11月上旬です。



新成人のつどい

日時 平成21年1月11日(日)  
10:30~11:40(受付9:30~)  
内容 成人式典・祝賀記念交歓会  
場所 ひこね市文化プラザグランドホール  
対象 昭和63年4月2日~平成元年4月1日生まれの人  
※12月1日現在で、市内に住民登録のある新成人には、12月初旬に案内状を送付します。1月4日になっても案内状が届かないときには連絡してください。  
※市外在住で、彦根市の「新成人のつどい」に参加を希望する人は、11月中に下記まで連絡してください。(案内状を送付します。)  
※案内状をなくした人は、当日の会場受付で申し出てください。  
問い合わせ先 〇教育委員会生涯学習課  
☎24-7971、FAX23-9190

滋賀県最低賃金は  
1時間  
691円です

滋賀県最低賃金は、常用・パートなど雇用形態を問わず、県内すべての労働者に適用されます。1人でも労働者を使用している事業主は、賃金を1時間691円以上支払う必要があります。  
問い合わせ先 彦根労働基準監督署  
☎22-0654、FAX26-0241

扶養親族等申告書の提出をお忘れなく

年末調整や確定申告を行う際には、所得税の課税対象となる人については、社会保険業務センターから「扶養親族等申告書」が送付されますので、必ず提出してください。提出期限は、12月1日(月)です。

提出がない場合は、各種控除が受けられず、所得税が多く徴収されることとなりますので、ご注意ください。

なお、次の人は、課税の対象ではないため、「扶養親族等申告書」は送付していません。  
①障害年金または遺族年金を受けておられる人  
②老齢年金を受けている65歳未満の人で、年金額が108万円未満の人  
③老齢年金を受けている65歳以上の人で、年金額が158万円未満の人  
問い合わせ先 彦根社会保険事務所年金給付課 ☎23-1116番、または「ねんきんダイヤル」 ☎0570105116番